ドッグラン利用規則

- 1. かみつき事故などのトラブルは、当事者間で話し合い解決して下さい。 堺市は一切の責任を負いません。
- 2. 以下に該当する場合は利用できません。
 - 予防接種(狂犬病、各種ワクチン)を1年以内に受けていない犬
 - ・かみつくなどのトラブルを起こした犬
 - ・犬以外のペット
 - ・発情期の犬
 - ・闘犬類など他の利用者に恐怖感を与える犬
- 3. お互いに譲り合い、秩序を乱さないこと。一人で複数頭利用はできるだけ御 遠慮下さい。愛犬を制御できる範囲での利用を心がけて下さい。
- 4. 犬の糞やゴミは各自が責任をもってお持ち帰り下さい。
- 5. ドッグランの利用になれていない犬や飼主の命令を聞かない犬はリード(手綱) をはずさないで下さい。
- 6. 犬の餌やりや利用者の飲食は行わないで下さい。
- 7. 中学生以下の利用は、保護者の方が同伴して下さい。
- 8. 訓練士等の営業活動はできません。
- 9. 犬の運動用具を設置することはできません。
- 10. 犬を連れた方以外の入場はできません。
- 11. その他係員の指示に従って下さい。

この利用規則は、平成24年5月1日から施行する。